

## 令和3年2月社会教育委員会議全体会 書面表決結果 (書面開催)

令和3年2月社会教育委員会議全体会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参集しての開催を取り止め、吹田市非常災害時における執行機関の附属機関の答申の特例に関する規則第2条に基づき、書面の提出により各委員の御意見を受ける方法により開催しました。

### 1 会議成立の確認

社会教育委員総数 12名 書面提出者 11名

吹田市社会教育委員会議規則第3条第6項「全体会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」に規定する会議成立の要件を、意見提出を以て出席とみなすことにより満たしています。

開催方法：令和3年3月2日を期限とする書面審議

### 2 次第及び御意見

御意見に対する各室課の考え方につきましては、御意見の後に点線で囲った枠の中に室課名をつけてお示ししています。

#### (1) 令和3年度当初予算(案) 地域教育部所管分について

**概要** 令和3年度地域教育部に係る当初予算は、社会教育費と児童福祉費を合わせて6,007,444,000円です。令和2年度は、6,288,793,000円で281,349,000円の減額となります。減額の主な理由は、社会教育費のうち令和2年度に実施いたしました建設工事等が完了したことによるものです。中央図書館の耐震改修工事に係る費用及び健都ライブラリー建設に係る費用約15億5千万円、旧西尾家住宅の外塀の耐震補強工事に係る費用約1億2千万円、自然の家の改修費用約1億5千万円等で計約18億円の減となりましたが、令和3年度の博物館の改修工事等に係る費用484,381,000円、北千里小学校跡地複合施設建設費403,530,000円等の増により860,181,000円の減となりました。児童福祉費の放課後子ども育成課分については、千里丘北留守家庭児童育成室増築等の工事に係る費用及び留守家庭児童育成室運営委託料の増等で578,832,000円の増となりましたので合わせて281,349,000円の減となりました。

令和3年度の吹田市の一般会計予算は140,760,730,000円で対前年比5,565,997,000円増額です。また、一般会計に占める地域教育部の予算の割合は、約4.27%で前年度の4.65%に比べると0.38ポイントの減となっています。

#### (2) 令和3年2月定例会補正予算案件について

**概要** 令和3年2月定例会補正予算案件につきましては、増額するものはありませんが、決算見込みに基づき減額しています。今年度はコロナウイルス感染症の影響により中止や縮小した事業も多く減額しています。

### (3) 吹田市公民館条例の一部改正について

**概要** 北千里地区公民館を移転し、北千里地区公民館の一部業務について指定管理者制度を導入するために条例の一部を改正するものです。

**(御意見)** 議題3、4に共通する市民の意見は、指定管理者による施設の管理運営について関心が高いことが窺える。開館後は、市や指定管理者が、利用者の声をきめ細かく聴く場を定期的に設け改善を要する点はその都度対応可能とした制度化を図ってはどうか。

(まなびの支援課) 複合施設全体の連携会議を実施し、利用者や地域住民の意見交換や意見徴収ができるようなシステムを検討します。

### (4) 吹田市立図書館条例の一部改正について

**概要** 千里図書館北千里分室を地域館として北千里図書館を設置すること、北千里図書館及び江坂図書館の一部業務について指定管理者制度を導入するため条例の一部を改正するものです。

**(御意見)** 北千里の図書館は複合施設内とのことですが、南千里図書館を利用して場所がわかりにくい(通りすがりでは入れない)ので、わかりやすい場所(位置)に作っていただきたい。

(中央図書館) 図書館の主な閲覧室部分は、北千里小学校跡地複合施設の1階に設計されており、正面入口を入ってすぐの分かりやすい配置となっております。館内の案内サイン等についても、施設内の諸室の場所が分かりやすいものと考えて参ります。

**(御意見)** 議題3・4に共通する市民の意見は、指定管理者による施設の管理運営について関心が高いことが窺える。開館後は、市や指定管理者が、利用者の声をきめ細かく聴く場を定期的に設け改善を要する点はその都度対応可能とした制度化を図ってはどうか。

(中央図書館) 定例の連絡会などを設け、指定管理者と情報共有を図れる体制をつく

っていきたいと考えております。また、指定管理者制度導入施設に実施するモニタリングにより、指定管理者の運営について把握ができるものと考えております。

(5) 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理業務見直しに伴う条例の一部改正について

**概要** 現在導入している指定管理者制度の業務「施設管理・貸館業務」の範囲を拡大し、青少年活動サポートプラザが業務委託している「青少年交流活動支援業務」も合わせて一括で指定管理者に運営してもらうために条例の一部を改正するものです。

(御意見) 指定管理者制度は、メリットだけでなくデメリットもあると思います。青少年拠点施設については、その点もっと検討すべきかと思います。

(青少年室) 指定管理者制度においては、メリットだけでなく、デメリットもあることは認識しており、メリットとしては、個々に管理委託をするよりも、包括的に委ねることで経費が削減でき、コストダウンが図られる点があります。

デメリットとしては、例えば、指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積がされないのではないかという点、コストばかりに注力し、市民サービスが低下するのではないかという点などがあります。

未来館では、このようなことがないよう、まずは貸館業務と警備や清掃、駐車場の管理については指定管理者制度を活用し、ソフト事業の青少年交流活動支援業務については、業務委託として、これまでの間、検証を重ねてきました。その結果、ソフトとハード事業を一体化することにより、青少年の事業やイベントなど、より民間のノウハウを活かした運営が可能と判断し、次期指定管理者の業務とするものです。

今後も引き続き、施設の目的等を仕様書等でしっかり記載するとともに、事業者選定の際の審査においても、こちらの意図が伝わるような基準項目を作成したいと思います。また、運営開始後も、市民ニーズを把握しながら、指定管理者と協議等を重ね、常に事業方針を確認しながら運営したいと考えております。

(御意見) 「子育て青少年拠点夢つながり未来館条例」第6条について現行・改正案対照表を資料に追加してはどうか。

(青少年室) 「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例」第6条については、青少年活動サポートプラザが行う事業であるため、改正は行いません。また、指定管理者に行わせることができると教育委員会が認める事業については、第6条第1号から第5号に掲げる事業のうち、第4号に掲げる事業を除く事業としています。第1号から第5号に掲げる事業は次のとおりです。

- (1) 青少年及び青少年団体の交流及び活動に対する支援に関すること
- (2) 青少年の育成に関する取組に対する支援に関すること
- (3) 青少年に係る講座、研修等の実施に関すること
- (4) 青少年に係る相談及び情報提供に関すること
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

#### (6) 第3次吹田市生涯学習（楽習）推進計画の進捗状況について

**概要** 第3次吹田市生涯学習（楽習）推進計画は、市民の多様な学習要求に応え、自主的に学習できるような環境づくりを目指すために平成28年（2016年）3月に策定されました。計画の期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10年間でその進捗状況を毎年、社会教育委員会議で報告しご意見を頂戴しながら次年度の活動に活かしております。

令和元年度の主な実績の概要は、以下のとおりです。

まず、基本方向Ⅱ「活動の支援」推進政策3「ICTを活用した学習情報の収集・発信」においてバーチャル吹田生涯学習センターについては、新たに大学教授による教養講座を配信する準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により次年度に持ち越すことになりました。

次に基本方向Ⅳ「広範な学習機会づくり」推進施策3「大学・近隣市・民間企業との連携」においては、生涯学習吹田市民大学で、新たに大和大学との連携講座を実施し、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学の4校と連携しました。

最後に基本方向Ⅴ「スポーツを通じた学習の推進」推進施策3「スポーツにふれあえる環境づくりの提供」においては、夢と希望を広げる出会い事業で、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんを講師に招き、中学生を対象に体験談とランニングの実践を通して、夢に向かって努力することの素晴らしさを伝えてもらいました。

**（御意見）** 大学との連携について、もっと見える化していただけたらと思います。

（まなびの支援課）市の公式FacebookやTwitter等を含めたHPの活用により大学との連携事業に関する情報提供を進めてまいります。

**（御意見）** HPにおける生涯学習講座等のとりくみはすばらしいと思います。これをいかに広め、利用していく方法を伝えていかなければと思います。

（まなびの支援課）バーチャル吹田生涯学習センターにつきましては今後も様々な講座を配信できるよう努めてまいります。市の公式SNS等を利用しての情報提供も進

めてまいります。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症に伴う地域教育部の対応について

**概要** 大阪府において新型コロナウイルスの感染が急拡大し、医療提供体制が極めてひっ迫しているため、令和3年1月14日から2月7日の期間において大阪府全域を対象に緊急事態宣言が発出されました。その後、新規陽性者は減少傾向にあるものの、未だ感染者数は多く、医療提供体制のひっ迫が続いていることから、緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長されることとなりました。令和3年2月5日時点での地域教育部の対応について表にしています。なお、図書館と博物館については、2月10日から利用時間帯を制限しながら開館しています。

**(御意見)** 今年度は、本当に難しい問題でしたが、よく対応されたと思います。特に野外での活動の場があったことはよかったです。これからも状況にあわせての対応をお願いします。

(青少年室) 今後も、国・府・市の新型コロナウイルス感染拡大防止対策方針を遵守し、各施設の状況に応じた運営を行います。

#### (8) 令和2年4月～9月実施後援事業について

**概要** 令和2年4月から9月までに実施した後援事業です。まなびの支援課所管の事業で11事業、青少年所管事業で2事業を後援しています。新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となったものも多く大幅に事業が減っています。

**(御意見)** まなびの支援課の後援事業について、年間計画一覧が市民に公開されているでしょうか。何月に何があるとわかれば予定が立つと思います。既にされているようであれば大丈夫です。

(まなびの支援課) 後援事業につきましては、実施団体から申請があつてはじめて審査をして要件を満たしていれば後援の承認をするものでございます。そのため、事前に年間計画というようなものはございません。